

愛知県帰宅困難者対策実施要領



**あいち防災キャラクター
防災ナマズン**

平成27年3月改訂

愛知県

【目次】

第1 帰宅困難者対策実施要領の基本的な考え方	1
第2 実施要領の見直しについて	3
1 主な見直し点	
2 「むやみに移動(帰宅)を開始しない」ことを基本原則とする理由	
3 実施要領見直しまでの経緯	
第3 大規模地震に遭遇したら「むやみに移動(帰宅)を開始しない」	6
1 対策のポイント	
(1) 「むやみに移動(帰宅)を開始しない」ことを基本原則とする	
(2) 外出先で一時的に滞留することとなった人のための一時滞在施設を確保する	
(3) 被害状況や経路の安全情報等、帰宅困難者等が帰宅開始時期を判断するために必要な災害情報の提供に努める	
(4) 地震発生直後の混乱が収束し、情報収集により経路の安全を確認した後に帰宅を開始するよう呼びかけるとともに、徒歩帰宅者への支援対策を推進する	
2 対策の留意点	
(1) 要配慮者等の視点からの対策	
(2) 東海4県3市や国と連携した広域的な視点からの対策	
(3) エリア防災の視点からの対策	
第4 事前の備え	10
1 個人(自助の取り組み)	
2 各事業者(自助の取り組み)	
3 学校等(自助の取り組み)	
4 施設管理者等(自助、共助の取り組み)	
5 地域(共助の取り組み)	
6 行政(公助の取り組み)	
第5 発災時の対応	17
1 帰宅経路の安全確認と帰宅開始の判断	
<徒歩による帰宅者の場合>	
<自家用車による帰宅者の場合>	
2 一時滞在施設の開設	
3 徒歩帰宅支援ステーションの活用	

第6 地域特性に応じた帰宅	19
1 ターミナル駅等周辺地区	
2 自家用自動車の利用が多い地域	
3 津波に関する危険について	
4 帰宅経路の選択について	
第7 突発地震発生及び東海地震注意情報発表・警戒宣言発令時の情報発信と留意事項	21
<突発地震発生時>	
<東海地震注意情報発表時>	
<東海地震警戒宣言発令時>	
第8 訓練の実施	24
第9 用語の定義	25
付録	
1 対策を実施していく上での今後の課題	
2 地域特性別の行動原則とその対策	
3 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果(一部抜粋)	
4 第5回中京都市圏パーソントリップ調査報告書(一部抜粋)	
5 東海地震注意情報、東海地震予知情報発表時における主な鉄道・空港の運行規定	
6 愛知県帰宅困難者等支援対策検討委員会の設置について	

第1 帰宅困難者対策実施要領の基本的な考え方

愛知県は、平成14・15年度に実施した「愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査」における帰宅困難者の想定を基に、平成16年3月に「愛知県帰宅困難者等支援対策実施要領」(以下「現行要領」という。)を作成した。

現行要領では、「帰宅困難者をいかに減少させるか」をキーワードに、帰宅困難者等を迅速かつ安全に帰宅させることを重要課題としており、帰宅困難者を支援し、早期帰宅を促進する対策が中心となっていた。

しかしながら、東日本大震災の際の首都圏の状況から、多くの人が一斉に帰宅を開始した場合、人の集中により路上に人があふれ、火災や余震による落下物から逃げ遅れる等の二次被害を誘発し、また、自家用車での一斉帰宅による交通渋滞で緊急車両の通行に支障が生じ、迅速な救助・救命活動の妨げとなる等のリスクがあることがわかつってきたことから、総合的な帰宅困難者対策を推進し、県民の命を守り、都市機能を混乱させない危機管理の体制づくりが求められている。

のことから、平成25年5月の県防災会議において、これまでの対策に加え、一斉帰宅を抑制することを目的に、「むやみに移動(帰宅)を開始しない」ことを基本原則とした、県地域防災計画の修正を行い、これを踏まえて現行要領の見直しを行うとした。

また、平成26年5月の県防災会議において、「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」結果が公表され、想定地震の見直しにより、新たな帰宅困難者数の想定が示された。

加えて、平成26年10月に名古屋駅前で県と名古屋市の共催により実施した総合防災訓練における帰宅困難者の避難誘導訓練を検証する中で、上記の基本原則を徹底することや、効果的な情報提供の方法として、SNS・デジタルサイネージを活用することの必要性が明らかとなった。

今回の要領の見直しでは、国、県、市町村、事業者等が連携して帰宅困難者対策を推進するとし、帰宅開始時期を分散させ、一斉帰宅を抑制する必要性や、地域性を踏まえた帰宅行動等を新たな課題としている。

安全に帰宅できることを確認した後には、現行要領の基本的な考え方である帰宅困難者等を安全に帰宅させるためのこれまでの対策を実施する。

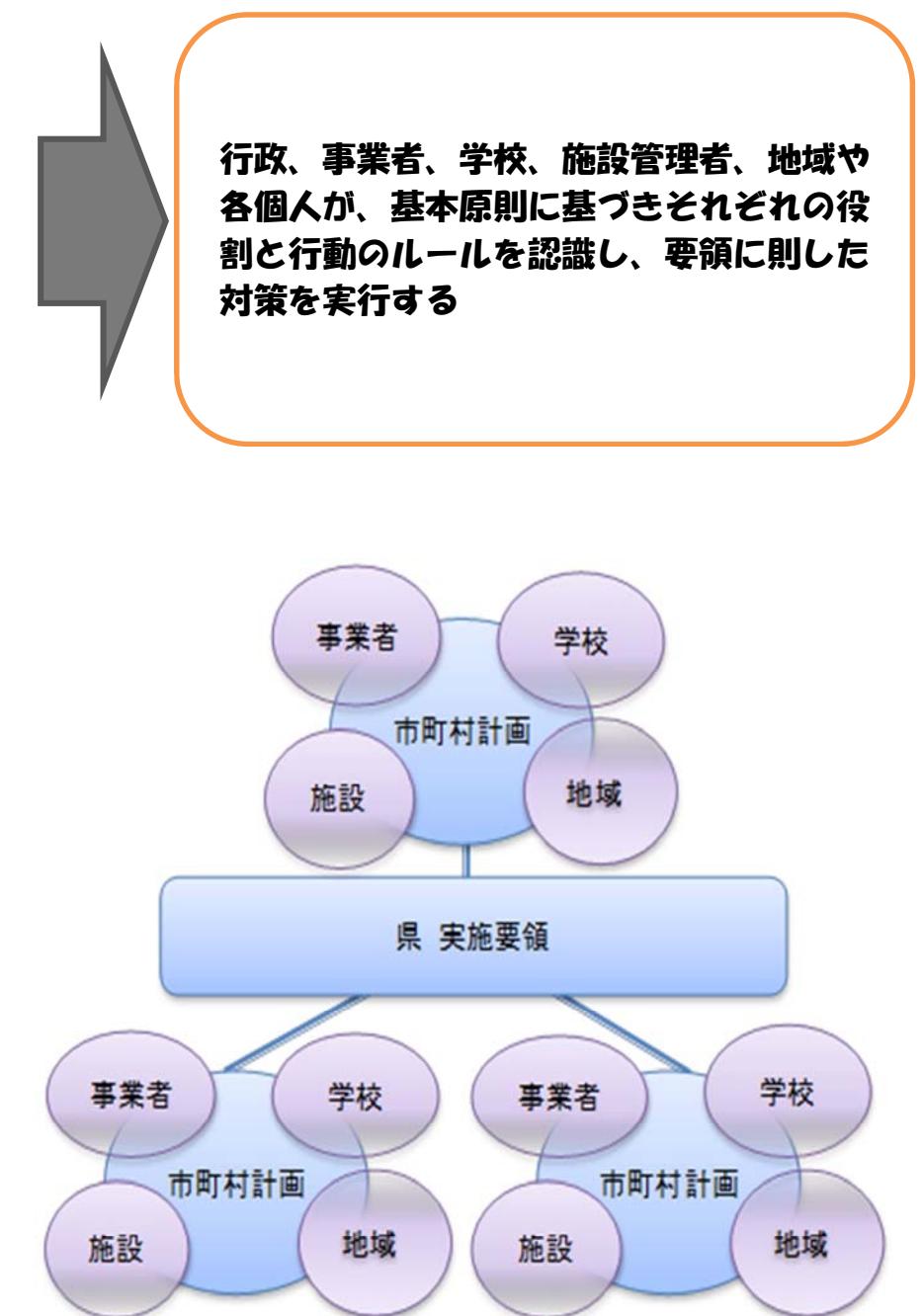
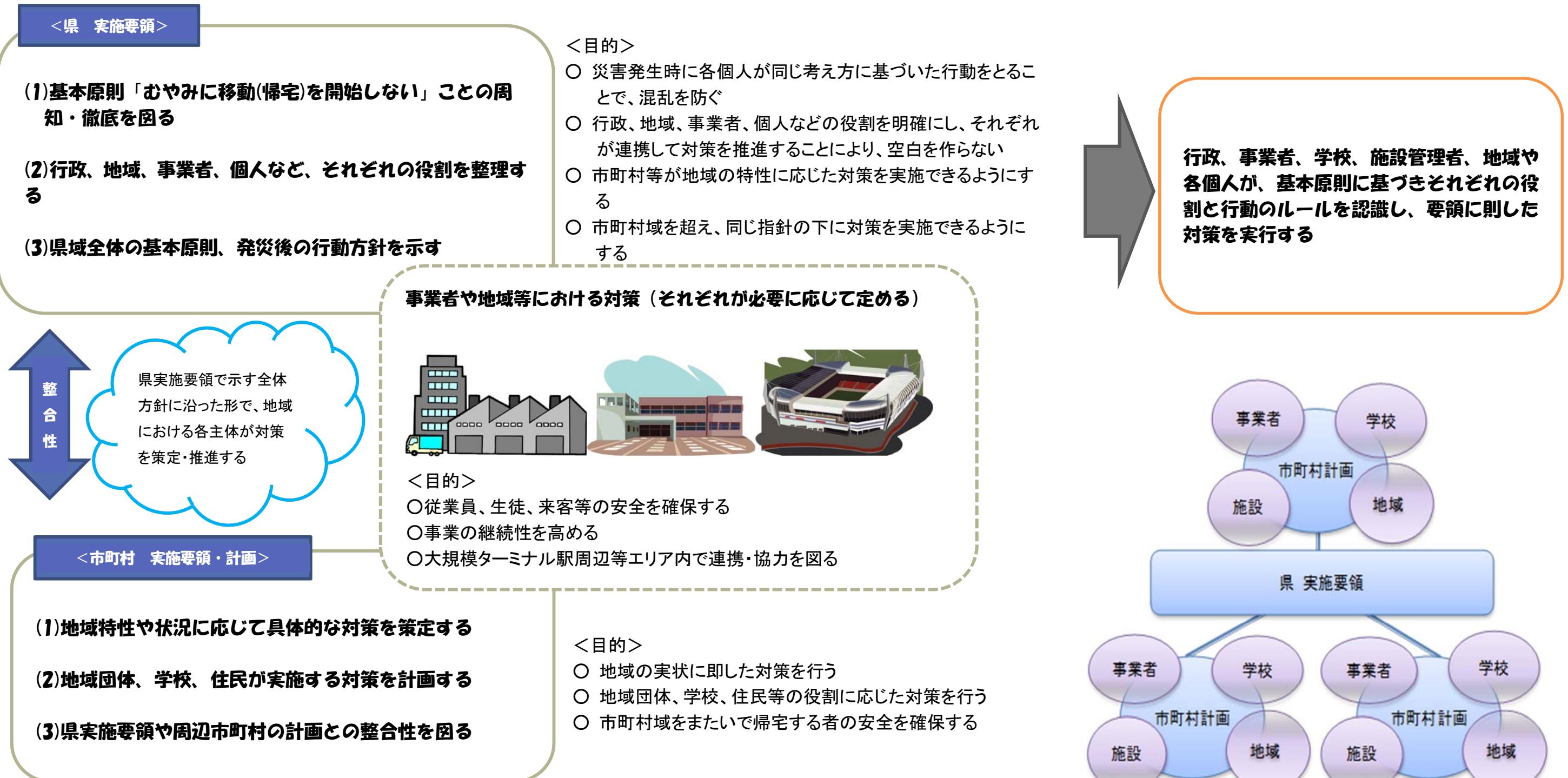
帰宅困難者による混乱の防止に重点を置く見直しとなることから、現行要領の名称を改め、「愛知県帰宅困難者対策実施要領」とした。

また、東海地震に関する各情報の発表段階ごとに推奨される行動や、主な交通機関の対応についても記載し、発表情報が帰宅行動に有効活用されるよう改めて整理し、これらの点を踏まえ、現行要領を大規模地震災害時において、公共交通機関等が運行を停止した状況を対象に見直しを行った。

※帰宅困難者と帰宅可能者だが混乱を避けるために一時的に滞留することになった者について、「帰宅困難者等」とした。



県・市町村・地域・事業者等の要領・計画の関係性イメージ



県 実施要領と市町村等計画の相関図

第2 実施要領の見直しについて

1 主な見直し点

(1) 想定地震

平成26年5月公表の県被害予測調査の対象地震に改める。

現行要領	見直し後
<ul style="list-style-type: none">東海・東南海連動地震東海地震(予知情報又は警戒宣言発令時)	<ul style="list-style-type: none"><u>南海トラフで繰り返し発生している地震で規模の大きい5地震を重ねあわせた「過去地震最大モデル」</u>東海地震(予知情報又は警戒宣言発令時) ※継続

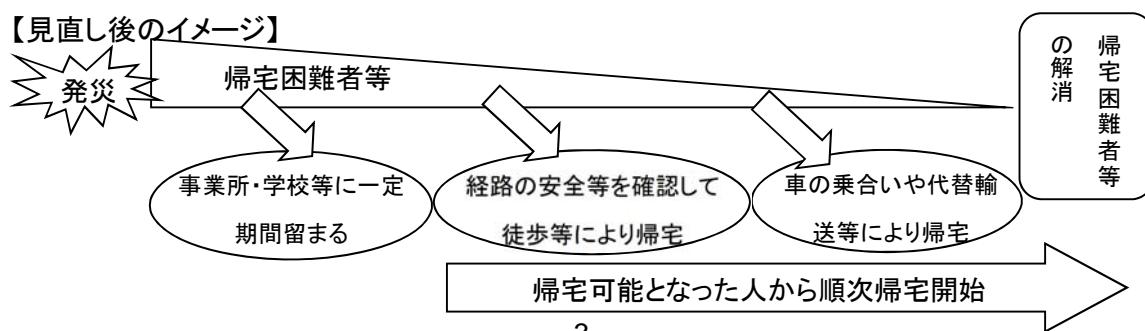
(2) 対策の基本原則

一斉帰宅を抑制し、安全を確認した上で帰宅を開始する。

現行要領	見直し後
<ul style="list-style-type: none">帰宅困難者をいかに減少させるか。 (迅速かつ安全に帰宅させる)	<ul style="list-style-type: none"><u>むやみに移動(帰宅)を開始しない。</u> (発災直後の混乱防止と安全・円滑な避難行動の支援)安全の確認後に、帰宅困難者等をいかに減少させるか。 ※継続

(3) 具体的な取り組みの重点

現行要領	見直し後
<ul style="list-style-type: none">帰宅支援ルートの設定徒步帰宅支援協定に基づく「徒步帰宅支援ステーション」の設置	<ul style="list-style-type: none"><u>一斉帰宅の抑制に関する事前周知</u><u>一時滞在者のための施設の確保</u><u>事業者等における従業員の一時待機と時差帰宅の促進</u>安否確認と情報提供のための体制整備安全確認・混乱収拾後の帰宅支援 ※継続 △帰宅支援ルートの設定 △徒步帰宅支援協定に基づく「徒步帰宅支援ステーション」の設置



2 「むやみに移動(帰宅)を開始しない」ことを基本原則とする理由

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響により、首都圏においては鉄道の多くが運行を停止するとともに、大規模な道路渋滞が発生し、バスやタクシーなどの交通機関の運行に支障が生じた。

発生時刻が平日の帰宅ラッシュ前であり、鉄道等を使って通勤・通学している人々の帰宅手段が閉ざされた中で、事業者等が早期帰宅を促し、また、帰宅を断念した者を受け入れる施設も不足していたことから、街路に人があふれ、首都圏では帰宅困難者による混乱が発生した(下記<東日本大震災時の状況>参照)。

さらに、回線の輻輳により電話がつながりにくくなり、安否確認が十分に行えない等の支障が生じた。

この震災の経験から、これまでの迅速かつ安全に帰宅させるための取り組みだけでは、帰宅困難者対策に十分対応できないことが明らかとなり、改めて「むやみに移動(帰宅)を開始しない」という基本原則の重要性が認識された。

<東日本大震災時の状況>

○帰宅困難者発生数(内閣府推計) 首都圏 約515万人

(内訳)

- ・ 東京都 約352万人
- ・ 神奈川県 約67万人
- ・ 千葉県 約52万人
- ・ 埼玉県 約33万人
- ・ 茨城県南部 約10万人

○公共施設等の受入数(東京都発表)

合計1,030 施設 (94,001人)

3 実施要領見直しまでの経緯

- 愛知県は、平成26年5月に、「東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」結果を公表し、「愛知県地域防災計画」の修正を行うとともに、防災力向上に向けて、東日本大震災の教訓を踏まえた県の地震対策の行動計画である「第3次あいち地震対策アクションプラン」を平成26年12月に策定した。
- 愛知県は、これらの見直しの議論と並行して、「自助」「共助」「公助」の考え方に基づき、平成25年8月に近隣県、市町村、鉄道事業者、まちづくり団体などの参加協力を得て組織する「愛知県帰宅困難者等支援対策検討委員会」を設置し、平成16年3月に策定した「愛知県帰宅困難者等支援対策実施要領」の見直しを行うこととした。
- この検討委員会では、現行要領におけるキーワードである「帰宅困難者を

いかに減少させるか」に基づく対策を実施する前に、その前提となる安全の確保を図るため、「むやみに移動(帰宅)を開始しない」という基本原則を盛り込み、「愛知県帰宅困難者等支援対策実施要領」を改正する。

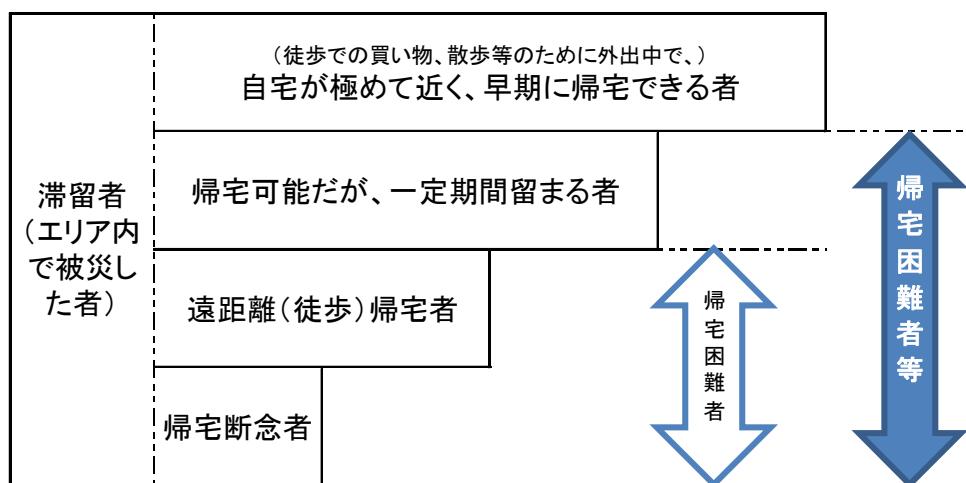
<「過去地震最大モデル」における帰宅困難者数>

(「平成23年度～25年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」報告書)

【平日12時に地震が発生したと想定した場合】

- 県内滞留者数:約3, 226, 000人
 - (うち、職場等所属先のある者:約2, 457, 000人
 - 私用等での外出中の者:約770, 000人)
- 帰宅困難者数:約858, 000人～約930, 000人
 - (うち 名古屋市:約431, 000人～約483, 000人)

※端数処理のため、合計が数値の和に一致しない。



滞留者と帰宅困難者(イメージ)

第3 大規模地震に遭遇したら「むやみに移動(帰宅)を開始しない」

外出先で大規模地震に遭遇したら？

安全な場所へ避難した後は、「むやみに移動(帰宅)を開始しない」ようにすることが重要となる。

情報のない中で人々が一斉に帰宅しようとすると、様々な危険が想定される。

公共交通機関が運行を停止している状態で、“とりあえず駅へ”と人が集まれば、鉄道駅構内や駅周辺道路に人があふれ、余震による周辺建物からの落下物を避けたり、火災からの避難行動が思うようにとれないなど、怪我や、命を落とす可能性も危惧されるほか、救助活動や鉄道の復旧作業を妨げることも想定される。

また、車で一斉に帰宅しようとした場合、道路渋滞が起きれば、救急車や消防自動車などの緊急自動車の通行を妨げ、助かる命をも危険にさらすことにもなりかねない。

大規模地震に遭遇した場合は、まずは自分自身の身の安全を確保した後、帰宅を開始する前に必ず帰宅経路の情報を収集し、危険箇所を避け、なるべく安全な経路を選択するようにする。

「むやみに移動(帰宅)を開始しない」ことは、自分自身だけでなく、周囲の人の安全確保にもつながる。

「むやみに移動(帰宅)を開始しない」ことが大切な理由

- 1 自身の安全確保を最優先とすることが重要
- 2 余震による落下物や火災等による二次被害を避ける
- 3 人の集中による道路渋滞や混乱の発生を防止し、救命・救急活動の妨げとならないよう努める

1 対策のポイント

(1)「むやみに移動(帰宅)を開始しない」ことを基本原則とする

- むやみに移動(帰宅)を開始せず、最寄りの安全な場所に退避し、身の安全を確保する

大規模地震に遭遇したら、すぐに帰宅行動を開始せず、まずは最寄りの避難場所や耐震性の高い建物、余震によるビルからの落下物等を避けることができる開けた場所等、安全な場所に退避し、身の安全を確保する。

○ 家族等の安否確認

大規模地震が発生し、公共交通機関が運行を停止すると、直接の被害がなくても、運行再開までには設備点検等に多くの時間を要することが見込まれる。

むやみに移動（帰宅）を開始することは、自身の身を危険にさらすことにもなることから、状況に応じ、一時的に安全な場所に留まることも検討する。

なお、落ち着いて留まるには家族の安否が確認できていること、また、職場と連絡が取れていること等が必要となるので、あらかじめ安否確認方法について取り決めておく必要がある。

災害時は電話回線が輻輳し、つながりにくくなることが想定されるため、救助要請のための電話に回線を譲る気持ちで、音声通話による安否確認は控えることとし、災害時に通信事業者が提供する災害用伝言板等のサービスを活用するよう努める。

○ 事業所等での一時待機

従業員や児童・生徒等を一時的に事業所や学校内の安全な場所に待機させ、帰宅経路の安全確認の後、計画的な時差帰宅を行う。

待機場所を示すことで、市街地での人の集中による混乱発生を防ぐとともに、従業員や児童・生徒等の安全確保を図る。

(2) 外出先で一時的に滞留することとなった人のための一時滞在施設を確保する

災害の発生時刻・エリアによっては、多数の帰宅困難者等の発生が想定されるため、待機する場所を必要とする帰宅困難者等や地域住民等の避難者すべてを既存の避難所に受け入れることは困難となることが予想される。

このため、帰宅困難者等が帰宅を開始するまでの間、一時的に滞在するための受入施設の確保が必要となる。受入施設は、公共施設だけで十分とはいえないため、各地域で民間施設にも協力を依頼する等により、確保に努める。

(3)被害状況や経路の安全情報等、帰宅困難者等が帰宅開始時期を判断するために必要な災害情報の提供に努める

行政機関は、被害の状況や道路の通行状況等の、また公共交通機関は、復旧状況や運行再開の目途等の帰宅開始時期の判断に必要となる災害情報の提供に努める。

情報の提供方法を平常時から周知し、事前の備えとして、各個人が災害時に情報を得る手段を確保するよう啓発していく。

(4)地震発生直後の混乱が収束し、情報収集により経路の安全を確認した後に帰宅を開始するよう呼びかけるとともに、徒步帰宅者への支援対策を推進する

事業所や学校、一時滞在施設等に留まった帰宅困難者等は、帰宅経路の被害情報や災害関連情報等により、混乱が収束したこと、安全に帰宅できることを確認した後、帰宅を開始する。

帰宅困難者が長距離を徒步で帰宅することとなった場合、随時の情報提供やトイレの確保等、徒步帰宅者への円滑な帰宅支援として、「徒步帰宅支援ステーション」を設置する。

また、自宅までが遠く、長距離の移動を要することや負傷している等の理由により、徒步による帰宅が困難な旅行者及び要配慮者等に対しては、代替輸送手段の確保等の検討も必要である。

＜徒步帰宅支援ステーション＞



県と協定を締結した民間事業者等の店舗では、災害時に徒步で帰宅しようとする際、

- ①水道水
- ②トイレ
- ③店舗が知りえた災害情報の提供の支援が受けられる。

店舗入り口に掲示された「徒步帰宅支援ステーション」ステッカーが目印。

2 対策の留意点

(1) 要配慮者等の視点からの対策

災害対策は、被災者の視点に立った対策が重要で、とりわけ、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人等）や女性、傷病人などに対しては、きめ細かい配慮が必要とされる。帰宅困難者対策についても同様であり、特に、駅や大規模集客施設での利用者保護、一時滞在施設の運営、市街地・駅前等の滞留者対策における情報提供や誘導、代替輸送における優先順位などにおいても配慮が必要である。

(2) 東海4県3市や国と連携した広域的な視点からの対策

名古屋市を始めとする都市部地域では、県境を越え、通勤や通学する人が多く、また、経済活動が活発に行われていることから、帰宅困難者対策についても、人の往来が活発な東海4県3市（愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、名古屋市、浜松市、静岡市）など、広域的に取り組む必要がある。特に、地域防災計画による一斉帰宅抑制の周知などの普及啓発活動、バス等による代替輸送などの帰宅支援において広域の連携が重要となる。

また、南海トラフ地震のような大規模地震時の帰宅困難者対策として、災害時にも強い電気通信基盤の整備、一時滞在施設の確保のための法的整備や財政・税制支援、バス等による代替輸送に関する体制づくり等、国に対しても取り組みの強化を求めていく必要がある。

(3) エリア防災の視点からの対策

帰宅困難者対策は、国、東海4県3市等の広域的な視点から取り組む必要がある対策のほか、市街地・駅前等の滞留者対策など、一定のエリア内の関係機関が連携して取り組むべき対策もある。

県は、市町村や駅周辺エリア等の地域の団体などが取り組む一時滞在施設の協定締結や駅周辺のエリア等における滞留者対策協議会の設立、訓練の実施などを地域と連携し、その取り組みを支援していく。また、各地域の先進的な取り組みについて情報共有していく仕組みづくりを進めることも必要である。

第4 事前の備え

南海トラフ地震のような大規模地震発生時には、発災の時間帯やエリアにより、多くの帰宅困難者等の発生が想定され、待機する場所を必要とする帰宅困難者等のすべてを避難所で受け入れることは困難である。

このため、帰宅経路の安全が確認されるまでの間は、各事業者において、従業員を一部社内に留めてもらう等により、滞在先確保が必要な人数の縮減を図るほか、駅周辺地域等での混乱による二次被害の発生を防ぐために、住民一人ひとりが「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の重要性を認識し、自助の取り組みを進めること、また、地域全体の安全確保を目的とする共助の取り組みを推進すること等、社会全体で帰宅困難者対策に取り組む必要がある。

災害時にあわてず、皆が落ち着いて行動できるよう、事前の備えと心構えが大切である。

取り組みの視点

① 自助の視点

住民や事業者等が、災害時に「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を理解し、平時より、安否確認手段について取り決めておくことや、帰宅経路の確認、非常食や歩きやすい靴など徒歩帰宅の際に必要な物資を平素から準備しておくことが重要である。

② 共助の視点

帰宅困難者等であっても、活動に支障のない者は待機している間、要配慮者の介助、地域の防災活動を支援するなどの行動が期待される。

また、事業者においては、安全が確認されるまでの間における従業員の事業所内待機の徹底に加え、身を寄せる先のない帰宅困難者等の受け入れ協力を行うことが求められる。

③ 公助の視点

平時から、県及び市町村は、住民や事業者等に対する普及啓発や必要な支援策を講じるなど、自助・共助の取り組みを支援していく。また、災害時の情報提供、要配慮者の視点にも配慮した帰宅支援などの必要な体制整備を行っていく。

1 個人(自助の取り組み)

- 職場や学校等に水・食料等を個人で備蓄する

自治体や所属組織による備蓄分では不足することも想定し、個人での備蓄を進める。
- 自宅まで徒歩で帰宅することを想定し、地図、歩きやすい靴、携帯食料、ヘルメット、マスク、携帯電話の充電器等の防災グッズを職場等に準備する

帰宅途上に個人で使用する、安全な帰宅に必要となる物資を職場や学校等、外出先で私物を常備できる場所へ保管しておく。
- 家族・職場との安否確認方法を事前に取り決める

安否確認方法や家族の集合場所を事前に決めておくほか、携帯電話の災害用伝言板など、安否確認手段の利用方法をあらかじめ確認しておく。
- 外出先で災害情報を得るための機器(携帯電話、携帯ラジオ等)を常に携帯するとともに、活用方法を確認しておく

外出先で安心して待機するためには、特に、家族の安否が確認でき、帰宅の可否を判断できる情報を入手できる環境が必要なことから、そのための事前の備えを行っておくことが重要である。

<自助(個人)としての備え>

☆普段から持ち歩くと良いもの(例)

飲料水(500ml程度)、常備薬、連絡先メモ、携帯ラジオ、身分証明書(コピー可)、携帯の予備バッテリー又は手動充電器、救急用品(止血布・大判ハンカチ・消毒薬・救急絆創膏)、携帯食料(飴、チョコレート等)、ホイッスル・防犯ブザー、懐中電灯(ミニライト)、筆記具、現金(公衆電話を利用するための少額硬貨含む)、マスク、ゴーグル、雨具(折りたたみ傘・レインポンチョ等)、ポリ袋、携帯トイレ、帰宅経路の地図、防寒用アルミシート



☆職場・学校等に備えておくと良いもの(例)

飲料水(2~3日分)、非常食(2~3日分)、履きなれた靴(スニーカー等)、寝袋・携帯カイロ、手袋(軍手)、着替え、タオル、防寒着

2 各事業者(自助の取り組み)

○ 事業所の耐震化を推進する

本県は揺れによる建物倒壊で多くの被害が発生することが予想され、従業員の安全確保は、事業の継続性を高める上で重要課題となる。

また、従業員及び帰宅困難者等の一時滞在施設としての役割や、一時滞在のための備蓄物資の保管施設ともなることから、耐震化の推進は重要となる。

○ オフィス内の什器(家具等)の転倒防止等の地震対策を推進する

事業所の耐震化とともに、オフィス内の家具転倒防止や工場の設備の固定、棚からの保管物落下防止等の対策は、命を守る備えとして、また、事業所内で一時待機のほか、早期の事業再開のためにも必要な備えである。

○ 従業員(正規・非正規とも)用の水・食料等の備蓄を推進する

従業員を事業所内に一時待機させる場合や、徒歩帰宅途中に消費する水・食料等の備蓄を進める。

○ 従業員の安否や出勤可否の確認方法について検討しておく

災害時に従業員が安心して事業所内に一時待機するための備えとして、従業員とその家族の安否情報の確認方法を取り決めておく。また、出勤可否、取引先の被害状況等の状況把握をあわせて行うことで、事業の継続性を高めることにもつながる。

○ 事業所内での一時待機、時差帰宅に関する計画を作成しておく

従業員の安全確保のため、事業所内で一時待機の必要性を共通理解とし、時差帰宅の手順や経路、連絡手段等についての計画を作成するよう努める。

※取り組みについてはそれぞれ BCP(事業継続計画書)との整合性を図る。

<災害用伝言板・災害用伝言ダイヤル 登録方法>



3 学校等(自助の取り組み)

- 児童・生徒・学生のほか、教職員用の水・食料等の備蓄を推進する
学校等の設置者による備蓄を進めるほか、学生等や教職員自身による備蓄についても啓発する等により、量の確保に努める。
- 児童・生徒・学生等、保護者、学校間で安否確認の方法を取り決めておく
帰宅を開始するまでの間、落ち着いて学生等が一時待機し、被害情報等の確認ができるよう、あらかじめ関係者の安否確認の方法を取り決めておく。
学生等・保護者と学校間で一時待機のルールや災害時の帰宅経路、帰宅方法等、想定される行動について申し合わせをしておく。
- 学校内での一時待機と帰宅計画、帰宅開始等の連絡方法等を取り決めておく
学生等・保護者と学校間で一時待機のルールや災害時の帰宅経路、帰宅方法等、想定される行動について申し合わせをしておく。
- 施設の耐震化を推進する
児童・生徒・学生の身の安全を確保し、必要に応じて一時待機できるよう、施設の耐震化や什器（家具等）の転倒防止に努める。

4 施設管理者等(自助、共助の取り組み)

- 施設の耐震化を推進する
地震による揺れから施設の内外にいる人の命を守り、また、来客が別の受入施設や自宅へ移動を開始するまでの間の安全を図るため、施設の耐震化や什器（家具等）の転倒防止に努める。
- 自治体等との連携により一時滞在施設等の情報を把握する
一時滞在施設の開設状況や、一時滞在者の救援物資等の支援ニーズ把握、災害情報の提供等、情報の相互共有ができる体制づくりに努める。
- 施設への来訪者の避難誘導計画の作成と、災害情報の提供方法を検討する
施設への来訪者や従業員の避難誘導計画や近隣の避難施設に関する情報提供の方法について、あらかじめ計画を定めておくよう努める。

5 地域(共助の取り組み)

○ エリアとして帰宅困難者対策に取り組む

主要駅周辺等の昼間人口が多い地域では、他地域からの来訪者等、多数の帰宅困難者等が発生する可能性がある。

個々の施設、事業者での対応では限界があることから、駅、大規模集客施設、河川、道路等の状況により、一定のエリアを一つの単位として捉え、エリア全体で一時滞在施設や備蓄物資の確保等の帰宅困難者対策に取り組むことも検討する。

○ 近隣事業者間で、従業員が施設内で待機する場所の相互提供等の支援体制を構築する

地域で隣接する事業者等において、自社の従業員を施設内に留めておくことに支障が生じた場合等に相互支援が可能となるような、顔の見えるネットワーク作りが求められる。

○ 災害用の備蓄状況について、地域での情報を共有する

地域内で相互支援のネットワークを形成し、情報を共有することで、備蓄品の過不足を補い合う等の協力体制をとることができる。

○ 大規模集客施設における利用者の安全確保に関する相互協力体制を構築する

公共交通機関の運行停止により一時待機を余儀なくされた来館者等について、当該施設での受け入れ可能な人数を上回るような場合は、周辺施設が分散受け入れを行う相互協力体制を構築することが望ましい。

○ 災害情報の収集・提供により観光客等の安全確保に努める

観光地や大規模集客施設などで遠方からの来訪者が多い施設にあつては、施設管理者等は適切な避難・退避行動を促すため、避難誘導標識の設置など、土地勘のない人にも配慮した災害情報の提供に努める。

○ 帰宅困難者等にボランティアとしての協力を依頼する

一時滞在施設の運営等について、受入れた帰宅困難者等にもボランティア活動として支援をお願いする等、運営要員の確保に努め、地域全体で安全を確保する。

6 行政(公助の取り組み)

○ 「むやみに移動(帰宅)を開始しない」という基本原則についての周知・広報する

社会全体で帰宅困難者等が一斉に帰宅しようとして生じる混亂の抑制に取り組むため、その必要性について共通認識を育てる。

啓発パンフレット等の配布やホームページのほか、職員による講演活動や各種イベントでの啓発活動を通じて、広く周知・広報を実施する。

○ 事業者に対し、従業員(正規・非正規とも)用の水・食料等の備蓄を啓発する

従業員の一斉帰宅を抑制するため、従業員用に事業所で一時待機するための物資備蓄の促進や時差帰宅させる計画の事前作成等について、各事業者に協力を依頼する。

○ 一時滞在施設を確保する

避難所の収容人数に余裕が無い地域では、買い物客、旅行者、目的地までの移動途中や出張中の者等、近くに身を寄せるあてのない帰宅困難者等が、遠距離にある自宅への帰宅を開始するまで、一時的な滞在場所として利用する施設を民間事業者にも協力を依頼する等により、地域全体で確保する。

○ 被災者用(帰宅困難者等を含む)の水・食料等の備蓄を推進する

行政において、災害時に被災者へ提供する水・食料等の備蓄物資の確保と速やかな給付体制づくりに努めるとともに、自助・共助としての備蓄促進に関する啓発活動を進める。

○ 災害情報の効果的な提供方法の検討および方法を周知する

災害発生の予兆が観測された場合は、帰宅困難者とならないような行動を促す情報を、また、突発的な災害では、安全な帰宅のための災害情報を提供する。

特に災害時は、通信回線の途絶の可能性もあり、様々な提供手段の確保が望ましい。

また、住民に対して情報の必要性と、情報を入手できる手段の確保に関する事前の備えについて、あわせて啓発を行う必要がある。

○ 帰宅困難者等に関する情報の収集体制を構築する

物資の支給や代替輸送手段の検討に役立てるため、滞留地域別の帰宅困難者数や、帰宅先に関する情報収集体制について、地域（特に、帰宅困難者等の集中が危惧される主要駅周辺地域）で活動する地域組織との連携も含めた検討を行う。

○ 帰宅困難者等の避難誘導訓練を実施する

発災直後の避難者誘導は地域の協力が不可欠であることから、一時滞在施設の開設・受入訓練や多数の帰宅困難者等の発生が危惧される地域での避難誘導訓練を実施する。

○ 徒歩帰宅者支援の環境を整備する

大規模災害時に徒步で帰宅することとなった者の支援策として、県と民間事業者等との協定に基づく「徒步帰宅支援ステーション」を設置し、帰宅途中における水道水やトイレ、災害情報の提供を行うほか、県が指定する「基幹的徒步帰宅支援ルート」と、市町村がこれに接続する「徒步帰宅支援ルート」を指定し、マップ等により周知を図るほか、徒步帰宅支援ステーションの拡充に努める。

○ 近隣市町村との連携体制を構築する

帰宅経路の安全が確認出来次第、順次帰宅を開始することとなる。

帰宅の見通しが立たず、帰宅手段が確保されるまでの間、滞在できる場所への誘導が必要となる帰宅困難者等が多数発生し、滞在地域の一時滞在施設や避難所等での受入が困難と想定される地域にあっては、市町村域にこだわらず柔軟な帰宅困難者等の受入れについても検討していく必要がある。

＜施設内一時待機等のための備蓄の確保について＞

帰宅を開始するまでの間の一時待機中や帰宅途上に必要となる水や食料等、1～3日間分を目安に備蓄を行う。

＜備蓄の例＞

- ・水 1人あたり3リットル/日×3日=9リットル
- ・食料 1人あたり3食/日×3日=9食
- ・毛布 1人あたり1枚

備蓄については、行政による公的備蓄や、事業者・学校等のほか、個人での備蓄も促進することにより確保に努める。

なお、被害の状況によっては、3日以上の待機が必要となる場合も考えられるため、震災の影響の長期化に備え、3日分以上の備蓄についても検討することが望ましい。

第5 発災時の対応

外出先で地震に遭遇した場合は、落下物を避け、最寄りの避難場所等の広場や、耐震性の高い建物の中等、身の安全が確保できる場所まで退避する。

情報のない状態で、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」ように心がけ、災害用伝言板サービスを利用した家族等の安否確認や、災害情報の収集に努め、帰宅開始に備える。

帰宅開始の判断は、地域特性についても考慮するとともに、人命救助において生存率が高いとされている発災から概ね72時間は、**応急対策や、救助・救命活動を帰宅行動に優先させる。**

1 帰宅経路の安全確認と帰宅開始の判断

<徒歩による帰宅者の場合>

(1) 自宅までの距離が短い者は、経路の安全が確認でき次第、帰宅を開始する。

《判断目安》

- 1) 帰宅距離が概ね10Km以下であること
- 2) 情報収集により帰宅ルートの状況確認ができていること
- 3) 帰宅途上に混乱が想定されないこと
- 4) 移動が日中で完了する見込みであること
- 5) 体調に問題がないこと

(2) 自宅までの距離が中～長距離の者等、すぐに帰宅を開始できない者は、勤務先等が安全に留まることができる場合には、勤務先等において留まり、安全に留まることができない場合には、周辺の一時滞在施設等の安全が確保できる施設に一時的に留まり、情報収集を隨時行いながら帰宅開始に備える。

※情報収集先の例：テレビ、ラジオ、行政・鉄道事業者等のホームページ、SNS、防災無線による広報等

<自家用車による帰宅者の場合>

自家用車を利用して帰宅しようとする場合は、移動を開始する前に道路の交通情報の収集に努めるほか、渋滞を引き起こさない配慮が必要となる。

特に発災初期は、救急車や消防自動車などの緊急自動車に道を譲り、救助・救急活動の妨げとならないような配慮が求められることから、状況に応じて、帰宅開始までの間は、最寄りの避難場所や安全な場所で停車させた車内で待機する。

なお、自家用車を利用して家族を迎えることは、交通渋滞の原因となるため、時差帰宅の取り組みの観点から、特段の事情がある場合を除き、控える。

2 一時滞在施設の開設

多数の帰宅困難者等による混乱を防止し、帰宅困難者等及び地域の安全を確保するため、帰宅困難者等の避難誘導や、公共施設や民間施設を活用した一時滞在施設を確保しておく必要がある。

地域の避難所に帰宅困難者等を受け入れることとなった場合、帰宅困難者等の滞在は短期間（1～3日程度）となることが想定されるため、地域住民の避難者との棲み分けにも配慮する。

昼間人口が多い地域では、住民が避難する避難所とは別に帰宅困難者等が一時的に滞在する施設を設けることにより、避難所で混乱を生じさせないよう配慮する。

市町村は一時滞在施設の管理者と、必要に応じて協定を結ぶ等により、災害時の情報共有や物資等の支援体制についてあらかじめ整備しておき、円滑な帰宅困難者対策の実施に努める。

帰宅困難者等に一時滞在施設の運営や避難誘導に協力を依頼することも検討する。

3 徒歩帰宅支援ステーションの活用

徒歩による帰宅を開始した人への支援として、「徒歩帰宅支援ステーション」を設ける。

「徒歩帰宅支援ステーション」は、県と「災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定」を締結した事業者の店舗等で、水道水、トイレや各店舗で把握している範囲の災害情報の提供を受けることができる。

《参考》名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画

都市再生特別措置法に基づき、官民連携により構成される都市再生緊急整備協議会において作成する、大規模地震時の滞在者等の安全確保に関する計画である。

大規模地震が発生した際、多数の帰宅困難者等により混乱が懸念される名古屋駅周辺地区を対象とした「名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画」の第1次計画が平成26年2月に策定された。

内容は、滞在者等の安全確保に関する基本方針や、安全確保のための施設（備蓄倉庫等）の整備・管理のほか、滞在者の誘導や情報提供について等となっている。

第6 地域特性に応じた帰宅

外出先で地震が発生し、建物の倒壊や津波による浸水被害等から避難でき、自身の安全確保が完了した後の自宅への移動方法については、地域特性に応じた選択をすることにより、二次災害の発生を抑制できる。

帰宅開始の判断は、帰宅経路の安全情報のほか、帰宅しようとする者の集中による混乱の抑制や、交通渋滞による救助活動の妨げとならないような、災害時に滞在している地域の特色に配慮することが求められる。

1 ターミナル駅等周辺地区

公共交通機関の乗換駅や中心市街地等、昼間人口が多く、災害発生の時間帯によっては多数の帰宅困難者等が発生する可能性がある地域では、勤務先等の滞在できる施設の安全が確認できた場合は、その場に一時待機し、周辺地域に人の集中による混乱のないこと等、帰宅経路の安全が確認できた者から、順次帰宅を開始する。

事業者にあっては、自宅の近さや事業継続の観点から業務の分類を勘案した従業員の帰宅計画の作成や一時待機のための物資の備蓄に努める。

2 自家用自動車の利用が多い地域

従業員の多くが自家用自動車で通勤しているような地域では、従業員が一斉に帰宅を開始しようとした場合、交通渋滞が発生し、これによる二次災害の危険や救助活動の妨げとなるなど、新たな問題が生じる可能性がある。

事業者においては、帰宅経路の安全が確認された後、時差帰宅や自家用車の乗り合いによる帰宅等により、円滑、かつ計画的な帰宅を実施する。

3 津波に関する危険について

帰宅経路に津波の浸水想定域（※）を含む場合は、事前の備えとして、浸水想定域を避けた経路をあらかじめ確認し、地図等を準備しておく。

やむを得ず浸水想定域を通過する場合は、津波警報の解除を確認しておくのはもちろんのこと、余震等の発生時にすぐに避難できる高い建物がある経路を選択し、移動中も最新の情報を入手するよう努める。

被害の状況によっては、自宅のある地域がまとまって遠隔地へ避難を行うことも考えられるため、浸水被害の予想される地域へ帰宅する者は、安全な場所で情報収集に努め、状況が安定するまで様子を見ることも必要である。

※ 浸水想定域:参考資料「付録3 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果（一部抜粋）」

4 帰宅経路の選択について

帰宅経路の選択にあっては、前項の津波浸水想定域のほか、コンビナート等の危険物貯蔵施設も避けるよう努める。

ゼロメートル地帯を中心とした地域では、津波が収まった後も、潮位の影響で浸水が継続した場合は、長期に渡り湛水することも想定される。

また、余震による津波の発生や建物の倒壊、落下物等の危険や火災の発生も懸念されることから、移動（帰宅）を開始する前に、帰宅経路上の避難場所を確認しておくほか、移動中も災害情報の収集を心がけることが安全を確保する上で必要となる。

第7 突発地震発生及び東海地震注意情報発表・警戒宣言発令時 の情報発信と留意事項

情報を把握し、的確な行動を行うことが、帰宅困難者を減少させるほか、怪我等の被害を抑制し、本人のみならず、地域の安全向上につながることから、関係機関においては、刻々と変化する状況をできるだけ速やか且つ正確に伝える努力が求められる。

また、情報の受け手側も、平常時から必要な情報の収集先について把握しておくとともに、外出先時に情報収集手段を携帯しておく等の事前の備えが必要である。

＜突発地震発生時＞

県災害対策本部は、気象台が発表する情報や、市町村・ライフライン関係機関等の被災状況、復旧見込み等について情報収集し、関係機関と共有を図るとともに、市町村を通じ、住民や帰宅困難者等へ伝達する。

また、報道関係機関へ災害情報を提供し、テレビやラジオを通じた広報を行うほか、県ホームページへの情報掲載や、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を活用した情報発信を行う。

このほか、デジタルサイネージ（屋外電子看板）の活用等、新たな情報インフラを利用した伝達手段についても適宜取り入れる等により、幅広い情報発信に努める。

市町村災害対策本部は、収集した地域の被災状況や県を通じて得た気象情報、ライフライン関係機関等の情報等について、地域住民に防災行政無線やインターネット等を用いて周知する。

帰宅困難者等は、身の安全を確保した後は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」ようにし、災害情報を収集し帰宅開始に備える。

＜東海地震注意情報発表時＞

東海地震注意情報は、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高い場合に気象庁から発表される。

東海地震注意情報が発表されたら、不要不急の外出は避け、また、外出中の者は早めに帰宅するなどの行動が求められる。

<東海地震警戒宣言発令時>

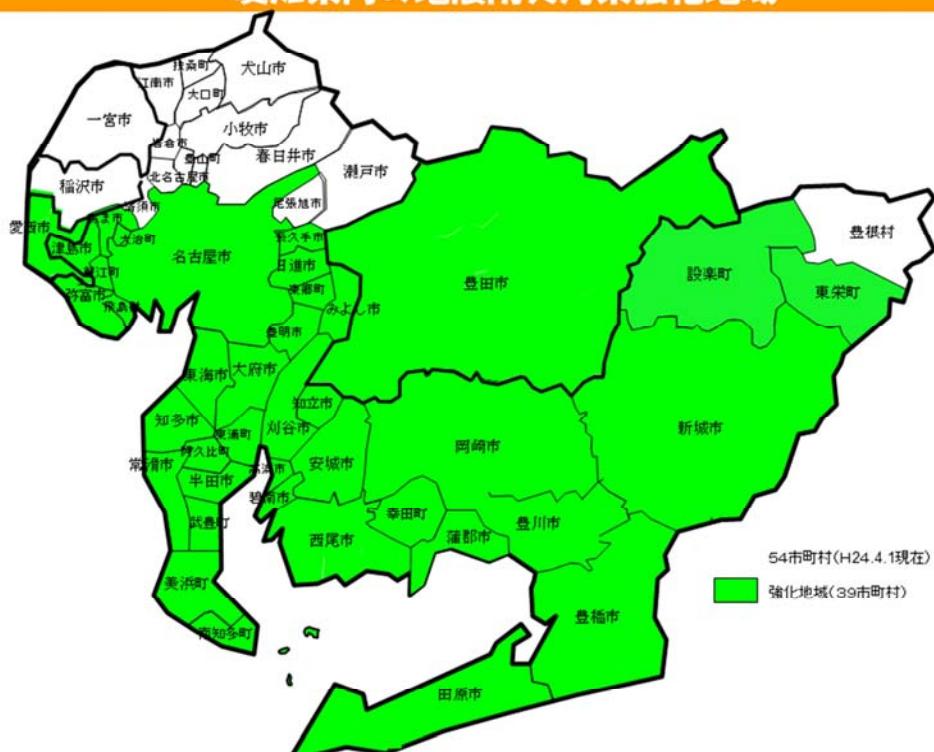
東海地震が発生する恐れがあると認められるとき、内閣総理大臣の「警戒宣言」発令に伴い、気象庁は東海地震予知情報を発表する。

鉄道は、強化地域内では最寄りの安全な駅に停車、強化地域周辺地域では在来線の一部は徐行運転することとなっている。

耐震性の高い建物や、落下物の危険が無く、一時待機できる場所へ移動し、身の安全を確保する。

帰宅困難者等は、帰宅開始時期の検討にあつては、鉄道の運行状況や行政機関、気象庁からの発表情報に注意する。

愛知県内の地震防災対策強化地域



東海地震が発生した場合に大きな被害が生じる恐れがある地域として、「大規模地震対策特別措置法」に基づき、県内の39市町村が地震防災対策強化地域に指定されている。

気象庁が発表する「東海地震に関連する情報」

東海地震に関連する情報発表

気象庁による24時間観測体制のもとで異常値が発見されると、次のように情報が提供されます。

東海地震 予知情報

(カラーレベル/赤)

東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表されます。

「警戒宣言」が発せられるとき

○地震災害警戒本部が設置されます。

○津波やかけ崩れの危険地域からの住民避難や交通規制の実施、百貨店等の営業中止などの対策が実施されます。

住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、東海地震の発生に十分警戒し、「警戒宣言」および自治体等の

防災計画に従って行動してください。

東海地震 注意情報

(カラーレベル/黄)

観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表されます。

東海地震に対処するため、以下のような防災の「準備行動」がとられます。

○必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策が行われます。

○救助部隊、救急部隊、消防部隊、医療関係者等の派遣準備が行われます。

住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、政府や自治体などからの

呼びかけや、自治体等の防災計画に従って行動してください。



東海地震に 関連する 調査情報

(カラーレベル/青)

臨時 観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表されます。

- 防災対応は特にありません。
- 国や自治体等では情報収集連絡体制がとられます。

テレビ・ラジオ等の最新の情報に注意して、平常どおりお過ごしください。

定例 每月の定例の判定会で評価した
調査結果を発表

- 防災対応は特にありません。
- 日々から、東海地震への備えをしておきましょう。

各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、
その旨が各情報で発表されます。

● 予知ができない場合も…
注! 前兆現象が小さくて観測できない場合や前兆現象から地震発生までが急速に進行し、時間的に余裕がない場合なども想定されます。これらの場合、注意情報や予知情報が発表されないまま地震が発生することもあるので、日々からの防災対策が重要です。



愛知県発行 「防災・減災お役立ちガイド 地震編」より

第8 訓練の実施

帰宅困難者対策として、速やかに身の安全を図り、また、状況に応じた行動をとることができるよう、安全な場所への退避、災害情報の収集・提供、一時滞在施設の開設等についての訓練を実施することにより、災害時の混乱防止に努めることが求められる。

訓練を通じ、「むやみに移動(帰宅)を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則の周知・徹底を図る。

○訓練を実施する

目的、実施場所、参加者等に応じて訓練を企画し、実施する。

▲避難誘導訓練

駅の利用者や買い物客等の外来者、事業所・集客施設への来客等について、安全な場所までの誘導と、避難先で家族の安否情報の確認を行う訓練。

▲災害情報の提供訓練

地震の規模、被災エリア、被害の状況、公共交通機関の運行状況、道路の被害情報等、安全な待機場所への避難や帰宅開始の判断に役立つ情報の提供と帰宅困難者等の情報収集訓練。

▲帰宅支援と徒歩帰宅訓練

外出先から自宅まで、水やトイレの利用等の支援を受けながら、実際に徒歩で帰宅する訓練。

▲一時滞在施設の開設訓練

一時滞在施設として自施設の一部を開放し、外来者を受け入れる一時滞在施設としての運用訓練。

第9 用語の定義

避難

大規模災害時に、身に迫った危険を避けるため、安全な場所に移動すること。

退避

大規模災害時に、安全が確認されるまでの間、一時的に安全な場所に移動すること。

避難場所

住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて市町村が確保する公園、グランド、公共空地等。広域避難場所のほか、広域避難場所への中継地点として一時的に集合する場所としての一時避難場所がある。

時差帰宅

一斉に移動（帰宅）を開始することで予想される人の集中と混乱の発生を防止するため、時間差をつけて移動（帰宅）すること。

帰宅困難者

外出先で災害に遭遇した者で、自宅までの距離や体調、体力的な問題のほか、帰宅経路が確保できない等の理由により、帰宅を断念した者。また、長距離を徒歩で帰宅するため支援を必要とする者。

※愛知県が実施した被害予測調査において帰宅困難者数の算出に用いた「帰宅困難者」の定義とは異なる。

滞留者

地域住民以外の滞在者・来訪者。

滞在者

通勤・通学を目的にその地域に滞在するもの。

来訪者

地域住民・滞在者以外でその地域に滞在するもの。

災害用伝言板

災害時に通信事業者が提供するサービスで、電話回線の輻輳に対応し、安否情報等のメッセージを電話から登録・確認できるシステム。

一時滞在施設

帰宅を開始するまでの間、帰宅困難者等が一時的に滞在する施設。

地震防災対策強化地域

大規模地震対策特別措置法第3条の規定により内閣総理大臣が指定する、大規模な地震が発生するおそれが特に大きいと認められる地域内において、大規模な地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災に関する対策を強化する必要がある地域。

大規模地震対策特別措置法

大規模な地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策強化地域の指定、地震観測体制の整備その他地震防災体制の整備に関する事項及び地震防災応急対策その他地震防災に関する事項について特別の措置を定める法律。

エリア防災

大規模な駅周辺やオフィス街等、人口や都市機能が集積した地域全体を対象として、エリア全体の視点から総合的に行う防災対策。

徒歩帰宅支援ステーション

愛知県との協定に基づき、災害時に徒歩で帰宅する者へ、水道水、トイレ、知りえた災害情報の提供等の支援を行う民間事業者等の店舗。

協力店舗は目印に「徒歩帰宅支援ステーション」ステッカーを掲示している。